

議案提出について

議案「金沢市議会会議規則の一部を改正する規則」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲中 端川 明俊 浩一
小間 井本 大泰 祐広
坂 麦 熊 盛広 徹夫
下 野 沢 盛広 夫伸
栗 森 一 慨敏
森 野 本 正 人
福 田 太 郎

議会議案第29号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第107条（決定書の交付）」を「第107条（決定の通知）」に改める。

目次中「第117条（懲罰動議の審査）」を

「第117条（懲罰動議の審査）」

第117条の2（代理弁明）」に改める。

目次中「第16章 協議又は調整を行うための場（第128条）」を「第16章 協議又は調整を行うための場（第128条・第128条の2）」に改める。

目次中「第128条（協議又は調整を行うための場）」を

「第128条（協議又は調整を行うための場）」

第128条の2（協議等の場の開催方法の特例）」に改める。

目次中「第18章 補則（第130条）」を「第18章 補則（第129条の2—第130条）」に改める。

目次中「第130条（会議規則の疑義に対する措置）」を

「第129条の2（電子情報処理組織による通知等）」

第129条の3（電磁的記録による作成等）

第130条（会議規則の疑義に対する措置）」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条、第47条第1項、第49条第1項、第52条第1項、第86条第3項及び第115条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条中「再び」を「、再び」に改める。

第18条第1項中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。」に改め、同条中「承認」を「許可」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第26条中「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第28条中「順次、投票を備付けの投票箱に投入する。」を「議長の指示に従つて、順次、投票する。」に改める。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条同項の次に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第36条第1項中「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改め、「聞き」を「聴き」に改める。

第37条中「まって」を「待って」に改める。

第43条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に改め、「会議」を「議会」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めると

きは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

第61条中「（質疑の回数）」を「（（質疑の回数））」に改め、「（質疑、討論の省略又は終結）」を「（（質疑、討論の省略又は終結））」に改める。

第62条中「又は議長の」を「、又は議長の」に改める。

第67条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第74条中「審査」の次に「又は調査」を加える。

第77条及び第80条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第80条第2項、第85条及び第86条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第81条第1項並びに第86条第2項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第83条中「（議場の出入口閉鎖）」を「（（議場の出入口閉鎖））」に改め、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に改め、「（投票）」を「（（投票））」に改め、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に改め、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に改め、「第1項（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））第1項」に改め、「（選挙関係書類の保存）」を「（（選挙関係書類の保存））」に改める。

第94条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後におい

ては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第96条第1項中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第97条第1項の次に次の3項を加える。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第98条中第2項を第3項とし、同条第1項中「意見を付け、議長に」を「議長に」に改め、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第100条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第106条中「第3項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））第3項」に改める。

第107条を次のように改める。

（決定の通知）

第107条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第109条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第116条中「第2項（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））第2項」に改める。
第117条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第117条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第124条中「、印刷して」を削る。

第125条中「（発言の取消し又は訂正）」を「（（発言の取消し又は訂正））」に改める。

第128条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第128条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第129条の次に次の2条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法に

より行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条（（日程の作成及び配布））、第95条（（請願文書表の作成及び配布））第1項、第96条（（請願の委員会付託））第1項及び第124条（（会議録の配布））の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組

織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第129条の3 この規則の規定（第27条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第83条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案提出について

議案「金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者	金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	〃	稲	端	明	浩
〃	〃	中	川	俊	一
〃	〃	小	井	大	祐
〃	〃	間	本	泰	広
〃	〃	坂	田	美	徹
〃	〃	麦	田	盛	代
〃	〃	広	田	広	夫
〃	〃	熊	野	一	伸
〃	〃	下	沢	正	慨
〃	〃	栗	森	〃	敏
〃	〃	森	野	〃	人
〃	〃	野	本	〃	〃

議会議案第30号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

- 第12条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第17条（（秘密会））第1項の秘密会は、この限りでない。
- 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
 - 前項の規定による許可を得て、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
 - オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条第2項、第23条第1項、第24条第2項及び第26条の2第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第23条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、第2項の次に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第26条の2中、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案提出について

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲中 端川 明俊 浩一
小間 井本 大泰 祐広
坂本 田 徹代
麦田 田 美盛 夫
広熊 野 盛広 伸
下沢 森 正 慨
野本 太 人
福田 郎

議会議案第31号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会議、9月定例会議及び12月定例会議と、三たび喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」とこととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、四たび喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「ガザ地区の即時停戦の実現と平和的解決を求める決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者	金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	〃	稲	端	明	浩
〃	〃	中	川	俊	一
〃	〃	小	井	大	祐
〃	〃	間	本	泰	広
〃	〃	坂	田	美	徹
〃	〃	麦	田	盛	代
〃	〃	広	野	広	夫
〃	〃	熊	沢	一	伸
〃	〃	下	森	正	慨
〃	〃	栗	野	〃	敏
〃	〃	森	本	〃	人
〃	〃	野	〃	〃	〃

議会議案第32号

ガザ地区の即時停戦の実現と平和的解決を求める決議

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、市民の命が深刻な状況にさらされるとともに、市街地においても甚大な被害の発生が続いている。

昨年12月12日、ガザ地区での即時の人道적停戦や、民間人の保護に関する国際法上の義務の遵守、全ての人質の即時かつ無条件の開放などを求める決議を、国連総会において日本を含む153か国の賛成で採択したにもかかわらず、民間人の犠牲が後を絶たない。

よって、本市議会は、世界恒久平和の実現を願い、即時停戦の実現と平和的解決を強く求める。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「ジェンダーの視点での災害支援の強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	山	下	明	希
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野	嘉	道
〃	森	尾	嘉	昭

議会議案第33号

ジェンダーの視点での災害支援の強化を求める意見書

令和6年能登半島地震は未曾有の大災害となり、発災当初は避難者数が3万人に上り、1次、1.5次、2次の各避難所のほか、避難所に指定されていない自主避難所や車中泊などで、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。災害時には、災害関連死や疾病を防ぐ観点からも女性の視点が重要であると強調されてきたが、避難所では間仕切りがなく着替えができないなどの実態がある。

内閣府男女共同参画局が2020年に策定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」では、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須とし、「男女の人権を尊重して安全・安心を確保する」など7つの基本方針が明記されており、この観点で被災者支援を強化することが求められている。

全国の自治体を対象とした調査によれば、2023年、都道府県で防災・危機管理部局に配置されている女性職員の割合は全国平均で12.8%、石川県はその半分以下の4.3%にとどまっている。また、自治体の防災会議の女性委員の割合が少ないほど、女性用品や介護用品の備蓄が少ない傾向にあることも指摘されている。

よって、国におかれては、防災・復興ガイドラインに沿って、下記の事項を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 被災地の自治体はマンパワーが不足していることから、国として被災地の1次避難所、自主避難所に職員を派遣し、防災・復興ガイドラインが具現化されるよう努めること。
- 2 防災・危機管理部局に配置されている女性職員の割合が引き上げられるよう、財政面も含め、支援すること。
- 3 自治体の防災会議の女性委員の割合が増えるよう支援すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「雇用調整助成金の震災特例の拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	高	務	淳	弘
〃	大	西	克	利
〃	山	下	明	希
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	玉	野	嘉	道
〃	森	尾	嘉	昭

議会議案第34号

雇用調整助成金の震災特例の拡充を求める意見書

令和6年能登半島地震により、中小・小規模事業者には建物や機械の損傷など甚大な被害が生じるとともに、自宅の全半壊等で多くの方が被災地を離れ、避難生活を余儀なくされている。

これを機に、被災地以外で仕事を求める動きもある中で、被災地の雇用を守り人材流出を防ぐことは、なりわい再建の大前提であり喫緊の課題でもある。雇用の維持を目的とする雇用調整助成金は、能登半島地震の特例で助成額の日額上限が8,490円、助成率は大企業では3分の2、中小企業では5分の4となっているが、とりわけ中小企業からは、コロナ禍の特例並みの日額上限1万5,000円、助成率10分の10に引き上げてほしいとの声が強く上がっている。

また、国は、中小・小規模事業者に対し、「なりわい再建支援補助金」により、倒壊した施設の建て替えや施設・設備の修繕費用を4分の3まで補助することとしたが、4分の1の自己負担が厳しいという声が上がっている。

過疎化や高齢化が進む能登地方での大規模な地震は、人材流出に拍車をかけることが懸念されており、雇用の維持は今後の地域経済の維持・発展にとっても欠かせないものである。

よって、国におかれては、雇用調整助成金の震災特例をコロナ禍の特例並みに拡充するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「能登半島地震被災地の復旧・復興のため大阪・関西万博開催の再検討を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

黒川

山坂

広森

森

口島

下本

田尾

啓一郎

美和

明希

順子

美代

嘉昭

一敏

議会議案第35号

能登半島地震被災地の復旧・復興のため大阪・関西万博開催の再検討を求める意見書

2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県など広範囲に大きな被害をもたらした。石川県内では住宅被害が7万棟を超え、発災から2か月以上経過してもなお、約1万人が避難所での生活を余儀なくされ、約1万7,000世帯で断水が続いている。本市においても住宅の倒壊や液状化現象による地盤被害等が生じており、復旧が急がれるほか、能登から広域避難所や旅館等へ避難した2,000人以上の被災者に対しても支援が続けられている。

能登地区では、応急仮設住宅の建設が急がれているが、避難生活は長期化が見込まれるとともに、道路の修繕や倒壊家屋の撤去等に時間を要する中、早期に現地の復旧・復興を進めるために、人的、物的、経済的支援の強化充実が必要であることは言うまでもない。

一方、2025年4月に開幕する予定の大阪・関西万博については、建設費が当初見込み額1,250億円から2,350億円とほぼ倍増し、運営費も809億円から1,160億円と4割増しとなるなど、経費の大幅な上振れが問題となっている。万博に直接関係する国費負担は、既に決定しているだけで1,649億円であり、もし赤字が発生した際にはさらなる追加負担が必要になる可能性も払拭できない。加えて、万博に関連するインフラ設備に係る整備費の総額は9.7兆円にも上るという報道もある。

2024年4月1日から時間外労働時間の規制が建設業や運送業にも適用されるようになり、人手不足が一層深刻になると予想されている。被災地の復旧・復興が急がれる中、限られた予算や人手、建築資材等を開催期間6か月の万博に充てることの是非については、開催の延期や中止も視野に入れた上で再検討の必要がある。

能登半島地震により、多くの人々が現在も避難生活を余儀なくされる中、政治の最優先課題は被災地の復旧・復興である。

よって、国におかれては、能登半島地震被災地の復旧・復興のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 能登半島地震被災地の復旧・復興のため、大阪・関西万博の開催計画を見直し、再検討すること。
- 2 当面の間、万博に充てる国費や物資、労働力を能登半島地震被災地の復旧・復興に集中させること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者	金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	〃	稲	端	明	浩
〃	〃	中	川	俊	一
〃	〃	小	井	大	祐
〃	〃	坂	本	泰	広
〃	〃	麦	田	美	徹
〃	〃	広	田	盛	代
〃	〃	熊	野	広	夫
〃	〃	下	沢	一	伸
〃	〃	栗	森	正	慨
〃	〃	森	本	正	敏
〃	〃	野	〃	〃	人

議会議案第36号

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る支援を求める意見書

令和6年1月1日にマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は、能登地方を中心に石川県内の広い範囲にわたり甚大な被害を及ぼした。各自治体においては、多数の貴い人命が失われ、7万戸を超える家屋の倒壊や損傷、大規模な土砂災害、液状化現象に加え、水道をはじめとしたライフラインは寸断され、道路や公共交通網といったインフラは極めて深刻な状況を抱えている。また、能登地方の多くの住民が不自由な避難生活を強いられている。金沢市内でも1.5次避難所や2次避難所に多くの住民が避難しているが、発災から2か月が経過し、その疲労と不安は計り知れないものがある。

地震発生直後から、国・県をはじめ関係者の協力を得ながら全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、各自治体においては、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。今後、本市をはじめ県内自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興、さらには地域経済の安定化にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、被災地の現状に鑑み、被災者が希望を持って前に進むことができるよう一日も早い復旧・復興に向けた支援について、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国において復旧・復興に必要な財源を十分確保し、地方の実情に応じた財政需要に確実に対応すること。また、地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災や熊本地震を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じること。
- 2 被災者の居住の安定が早期に図られるよう、仮設住宅の建設を迅速に進めるとともに、生活基盤の回復のため、全壊、半壊、一部損壊にかかわらず、被災者の実情に応じた支援を行うこと。

- 3 避難生活が長期化している中、被災者の心身の健康を維持するため、保険・医療・福祉サービス等の必要な支援を充実させるとともに、災害救助法で支え切れていない生活用水等の確保の支援を行うこと。
- 4 震災は、本市の基幹産業の一つである観光産業に深刻な打撃を与えていることから、観光産業に対する支援策を充実させるとともに、風評被害の防止を含めた正確で継続的な情報発信を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「災害救助法における福祉の位置づけの明確化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者	金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	〃	稲	端	明	浩
〃	〃	中	川	俊	一
〃	〃	小	間	大	祐
〃	〃	坂	井	泰	広
〃	〃	麦	本	美	徹
〃	〃	広	田	盛	代
〃	〃	熊	田	広	夫
〃	〃	下	野	一	伸
〃	〃	栗	沢	正	慨
〃	〃	森	森	〃	敏
〃	〃	野	本	〃	人

議会議案第37号

災害救助法における福祉の位置づけの明確化を求める意見書

近年、地震や台風、豪雨等の大規模災害が多発している中、令和6年1月1日にマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は、能登地方を中心に石川県内の広い範囲にわたり甚大な被害を及ぼした。200名以上の貴い命が失われ、住宅被害は7万棟を超えた。いまだ安否不明者がいる上、1万名以上が不自由な避難生活を強いられている。

大規模災害の発生時において、高齢者や障害者といった要配慮者に対する福祉関係者による支援は、被災した要配慮者の生命や健康を守り、生活を再建するために不可欠なものである。

しかしながら、医療や助産支援と異なり、災害時の福祉支援については、災害救助法上の位置づけが明確になっていないこともあり、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援や都道府県の相互応援が適切に実施される環境はいまだ整っていない。

よって、国におかれては、災害時における福祉支援の充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス（介護を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
- 2 同法第7条第1項の「救助に関する業務に従事させることができる」者として「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について、災害救助費からの支弁を可能にすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	稻	端	明	浩
〃	中	川	俊	一
〃	小	井	大	祐
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田	美	徹
〃	広	田	盛	代
〃	熊	野	広	夫
〃	下	沢	一	伸
〃	栗	森	正	慨
〃	森	野		敏
〃	野	本		人

議会議案第38号

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子どもの健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。国は処遇改善を図っているものの、保育士等の賃金は、未来を担う子どもが健やかに育つために保育サービスを提供する職責に見合うものとなっていない。また、ほかの産業における賃上げにより、全産業平均との賃金格差が拡大しており、保育士不足のさらなる深刻化が懸念される。

このような中、昨年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善と、民間給与動向を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討することが盛り込まれた。子どもや保護者と丁寧に関わることが求められている保育の現場からは、配置基準の見直しに併せて人材確保及び定着に向けた処遇改善を求める声が多く上がっている。

よって、国におかれては、保育士等の配置基準の見直しを行うとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の賃金水準の引上げ等、さらなる処遇改善について早急かつ着実に取り組むよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲中	端川	明俊	浩一
小間	井本	大泰	祐広
坂	本	盛	徹
麦	田	盛	夫
熊	野	盛	伸
下	沢	盛	慨
栗	森	一	敏
森		正	人
野	本	太	郎
福	田		

議会議案第39号

若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用や依存、それらによる急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬、いわゆるオーバードーズによる救急搬送が、2018年から2020年にかけて約2倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。さらには、同センターによる2021年調査では、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合が「60人に1人」と深刻な状況にあることが明らかになった。

市販薬は違法薬物とは異なり、所持や服用することで罪にならないことから、乱用が発見されにくいという現実があるが、オーバードーズによる健康被害は違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、国におかれては、オーバードーズによる健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 若者への薬の販売において、その含有成分に応じて販売する量を適切に制限すると同時に、対面もしくはオンライン通話による販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 2 乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入によるオーバードーズを防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備とインターネット販売の厳格化を検討すること。
- 3 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあると考えられるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地方自治法改正案の閣議決定を受け、重大事象発生時の運用の明確化と慎重な審議を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年3月22日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

福田 太明 郎
稲川 端俊 浩
中川 井本 一
小間 本 祐
坂本 田 徹
麦田 田 代
広熊 野 夫
下野 沢 伸
栗森 森 慨
野本 本 敏
野 正 人

議会議案第40号

地方自治法改正案の閣議決定を受け、重大事象発生時の運用の明確化と慎重な審議を求める意見書

3月1日、地方自治法の一部改正案が閣議決定された。この改正案では、「大規模な災害、感染症のまん延その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす」事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくても、国が閣議決定を経て、自治体に必要な指示を行うことができるとする特例を設けることとしている。

今回の改正は、現行法制では大規模災害や感染症の蔓延などの特殊な状況に十分対応できていないことから、個別法の適用が及ばない場合について、地方自治法の規定で広く対応できるようにすることを目的としている。しかし、改正案の内容は漠然としたもので適用範囲が広範にわたるものであり、そのような内容で国の地方公共団体に対する権限が強化されることは、国と地方の対等な関係が損なわれる懸念がある。その懸念もあり、全国知事会は閣議決定を受けて、「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」と国に対して声明を出している。

よって、国におかれては、重大事象発生時に国の補充的な指示が安易に行使されることのないよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化を図るなど、慎重な審議を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。